

公営企業会計編

○ 法適用企業

地方公営企業の規定の全部又は一部を適用する企業のことをいい、地方公営企業の全部の規定が適用される「全部適用企業」と、地方公営企業法の財務に関する規定など一部の規定が適用される「一部適用企業」に分かれます。

- ・ 全部適用企業：水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業
- ・ 一部適用企業：病院事業

※その他、条例により法の全部又は一部を適用できます。

○ 法非適用企業

地方公営企業法の適用を受けない公営企業のうち、地方財政法に規定される公営企業です。

具体的には、公共下水道事業、簡易水道事業、市場事業、観光施設事業等などのうち、法適用企業（条例等により地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用をうける企業）を除く企業を指します。

○ 純損益

法適用会計において、総収益（収益的収入計）から総費用（収益的支出計）を差し引いた額のことです。

○ 実質収支

法非適用会計において、歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額のことです。

○ 基準内繰入金

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、毎年度地方財政計画において計上している公営企業繰出金の基準を通知している「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金を指します。

○ 基準外繰入金

繰出基準以外の繰入金のことを指します。

○ 会計基準の改正

地方公営企業会計の経営の自由度を高め、かつ経営状況の透明性を確保することを目的に、約46年ぶりに大幅な制度改正が行われ、平成26年度の予算および決算から適用されることとなりました。

この改正により、現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れることで、民間企業との比較分析が容易となります。

主な改正内容は、これまで「資本」に計上していた借入資本金（企業債）を負債（固定負債、流動負債）へ計上することや各種引当金の計上の義務化などがあります。